

宇都宮市まちづくりセンター清掃業務仕様書

第1 清掃業務仕様書

1 目的

当該施設的美観及び清潔を保ち、環境衛生の維持を図ることを目的とする。

2 清掃業務区分

清掃業務は、その内容により、日常清掃業務及び特別清掃業務とする。

(1) 日常清掃業務

ア まちづくりセンターの日常業務の円滑な運営に支障のない清掃を行うことを目的とするため、まちづくりセンター開館日において、利用者の施設利用の妨げにならない時間帯に清掃を行うこと。提案により増加した開館日においても、日常清掃を行うこと。

イ イベント時など多数の来場者がある場合は適宜対応すること。

(2) 特別清掃業務

ア 日常清掃に定められた業務のほか全館を対象とした清掃を行う。特別清掃は、年間に1回以上行うこと。

イ 特別清掃業務は、まちづくりセンター開館日において、利用者の施設利用の妨げにならない時間帯に行うこと。

(3) 清掃作業員

ア 勤務中は、公共施設であることをわきまえ、来館者に対しては、親切丁寧な態度をとる節度のある者であること。

3 業務期間

令和7年4月1日～令和10年3月31日（3年間）

4 清掃業務の内容

(1) 業務内容

業務の内容は、別に定める「清掃作業基準」の示すところによる。

(2) 清掃業務の方法

清掃業務の方法は、別に定める「清掃業務実施要領」に示すところによる。

5 経費の負担

(1) 下記消耗品の他、業務に必要な物品は指定管理料で賄うこととし、使用する材料は、すべて品質良好なものを使用すること。

ア 清掃業務に要する清掃用材料、機械器具

イ ダストカート及びゴミ箱用ポリ袋

ウ トイレットペーパー、手洗用洗剤、香料等

エ 清掃用事務用品、作業用被服及びその他消耗品

6 環境への配慮

環境マネジメントマニュアルに基づき、まちづくりセンターにおいて次のとおり環境に配慮した行動に努めるものとする。

(1) エネルギー使用量の削減

ア 電気使用量の削減

(ア) 可能な限り照明消灯や間引き消灯を行う

(イ) 清掃機器類の未使用時のスイッチオフ

イ 燃料使用量の抑制

省エネルギー推進のため窓のブラインドやカーテンを閉める

(2) 資源利用の効率化

ア 水道使用量の抑制

(ア) 水の流しっぱなしや水道栓の閉め忘れなど無駄な水道利用を抑制する

(イ) 洗い物、手洗い時には洗剤の適量使用を心がける

(3) 廃棄物の発生抑制及びリサイクルの推進

ア 廃棄物の排出量の抑制

本市が定めた「ごみの分け方・出し方」に従い分別する

イ リサイクルの推進

ビン、缶、ペットボトル、プラスチック製包装容器のリサイクルを徹底する

(4) 環境配慮型製品の購入促進

ア 事務用品はエコマークやグリーンマーク又は同等以上の製品を優先購入する

イ 低電力型製品の購入促進

(ア) 清掃機器類を更新する際は、低電力型製品を購入する

(5) 環境保全意識の向上

ア 作業主任者は、環境保全に関する情報の収集、資料の供覧を促進する

7 損害の補償及び免責事項

損害の補償及び免責事項は、次のとおりとする。

(1) 損害の補償事項

ア 業務委託時間中に作業員の責任において発生した損害（第三者に及ぼした損害も含む。）については、指定管理者が補償すること。

イ 業務委託期間中に清掃作業員が被った損害については、指定管理者が補償すること。

8 免責事項

(1) 市の瑕疵によるもの

(2) 天災地変その他不可抗力によるもの

9 委託業務遂行上の義務

委託業務の遂行にあたっては、次の事項を十分に留意すること。

- (1) 本書に定めのない事項であっても市が建物管理上又は美観上必要と認めた作業については誠意をもって実施すること。
- (2) 善良な管理者の注意をもって業務委託にあたること。
- (3) 職務上知り得た事項を他に洩らさないこと。
- (4) 館内及び敷地内での拾得物があった場合は、指定管理者が適切に処理すること。
- (5) 市が適当でないと認めた清掃作業員は、使用しないこと。
- (6) 清掃作業は、館内外を問わず、塵芥飛散防止に十分注意すること。
- (7) 清掃機械器具の取扱いによる衝撃あるいは、湿気等で館内の建物、機械器具その他の物品を破損しないこと。
- (8) ガソリン・ベンジンなどの引火性の危険物は使用しないこと。
- (9) 電力使用にあたっては、必要最小限での点灯や作業機器などで行い省エネに努めること。
- (10) 水道の使用にあたっては、極力節約するものとする。

第2 害虫駆除業務仕様書

1 目的

建築物における衛生的環境の確保に関する法律及び事務所衛生基準規則に基づいて建築物全体において、統一かつ計画的に害虫の発生及び侵入の防止並びに駆除を行い、建築物における衛生的環境の確保を図り、円滑な運営に資することを目的とする。

2 委託期間

令和7年4月1日～令和10年3月31日（3年間）

3 駆除の回数

- (1) 6か月以内ごとに1回
- (2) 発生の都度、部分駆除を行うものとする。

4 駆除対象項目

ねずみ、ゴキブリ、ハエ、ダニ、カ等

5 駆除は、厚生労働大臣が認めた者に行わせること。

6 指定管理者は終了後、害虫駆除作業実施報告書を作成する。